

◆ 皆さんからの作品のご応募をお待ちしています

第10回 輝け! いがっこフォトコンテスト

【問い合わせ】生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9692

“伊賀の子どもたち=いがっこ”の日常の姿をお送りください。大人が撮った「いがっこ」の姿、子どもが撮った「いがっこ」の姿。さまざまな「いがっこ」の写真をお待ちしています。(参加賞あり)

【応募資格】 市内在住・在勤・在学の人

【応募規定】 ○色：カラーまたはモノクロ

○サイズ：2L (127mm × 178mm) から4つ切り (254mm × 305mm) まで

○未発表作品であること

※写真の裏面に題名・撮影年月日・住所・氏名(ふりがな)・電話番号、児童・生徒の場合は学校名・学年をご記入ください。

【表彰】 ○最優秀賞1点(賞状・副賞 5,000円相当)

○優秀賞2点(賞状・副賞 3,000円相当)

○入賞10点(賞状・副賞 1,000円相当)

【審査・発表】 青少年育成市民連絡会議役員と写真の専門家により審査し、直接本人に通知します。

※応募作品で使用する被写体・著作物の肖像権・著作権などは、応募者の責任で、全ての被写体・原作者などの使用許諾承認を得た上で応募してください。
※撮影の際は被写体となる人などに声をかけてから撮影してください。

※応募作品をいがっこ憲章の広報活動に使用する場合は、撮影者の氏名・住所表示(町名までの表示)を行います。また、児童・生徒の場合は学校名・学年の表示を行います。

【応募期間】 4月10日(月)～5月10日(水)

【応募先】 生涯学習課

◆ 平成29年度の講座を紹介します

上野公民館講座のご案内

【問い合わせ】上野公民館
☎ 22-9637 FAX 22-9692

講座名	とき	ところ	内容
①悠々セミナー(全9回)	5月～平成30年2月のおおむね毎月第4火曜日 午後1時30分～3時	ハイトピア伊賀	歴史や文学、人権をはじめ幅広い教養、趣味的な学習を通して、豊かで潤いのある生涯を育みます。
②「脳&足筋」体幹予防講座(全8回)	6月～平成30年2月のおおむね毎月第1または第2木曜日 午後1時30分～3時	5階多目的大研修室	認知症や転倒予防を改善し、健康でいきいきとした生活ができるように、心と身体のバランスを整えていきます。《講師：佐藤 実さん》

【対象者】 20歳以上の人

※市民を優先しますが、市外の人でも申し込みめます。

【定員】 ①150人 ②50人

※定員を超える申し込みがあった講座は、抽選により受講者を決定し、結果を郵送で通知します。

※定員の半数に満たないときは、開講できない場合があります。

※受講者は毎回必ず参加してください。

※開催日時は都合により変更することがあります。

【申込方法】 上野公民館、上野支所管内の21公民館分館にある用紙に必要事項を記入の上、提出していただくか、上野公民館へ直接電話で申し込んでください。

【申込期間】 4月7日(金)～20日(水) 午前9時～午後5時

【申込先】 上野公民館(土・日曜日は☎ 22-9801)

◆ さまざまな交流の場としてご利用ください

伊賀市ゆめぼりすセンターのご案内

【問い合わせ】地域づくり推進課
☎ 22-9639 FAX 22-9694

【主な業務内容】

○大・小会議室の貸し出し(営利・非営利は問いません。)

○市民活動支援としての印刷機の貸し出し・相談窓口

※伊賀市ゆめぼりすセンターは、4月1日から市直営の施設となりました。



知ってほしい！

伝えたい！

伊賀市の今



このコーナーでは、今年度、市が重点的に取り組んでいる子育てや移住交流、公共施設の見直しなどの施策について、市民の皆さんに知っていただきたい「今」を紹介します。

子育て

3月1日(水)に、県と市の共催で「みえの育児男子倶楽部」を開催しました。育児男子倶楽部とは、男性同士が会社などの垣根を越えて、子育てに関する楽しみや悩みなどを気軽に話し、情報交換を楽しむ場です。当日は15人の男性が参加され、職業や年齢などの垣根を越え、どのグループも話に花が咲いていました。

(二ごも未来課)

移住・交流

3月18日(土)に、城下町移住交流体験ツアーを開催しました。東京での移住相談会に

来場された人も参加し、地元の人々の案内で楼車見学、組紐体験など、まちなかの文化・生活に触れ、伊賀の魅力を知ってもらいました。

(中心市街地推進課)



《問い合わせ》

二ごも未来課 ☎ 22・9665
中心市街地推進課 ☎ 22・9825 FAX 22・9666
☎ 22・9628 FAX 22・9628

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

◆ 小・中学校でかかる費用の一部を援助します

平成29年度 就学援助制度

【問い合わせ】 学校教育課
☎ 47-1282 FAX 47-1290

経済的な理由で学用品費や給食費など、学校でかかる費用にお困りの人に、学校へ納入した費用の一部を市が援助します。

希望する場合は、申請が必要です。なお、年度ごとに認定しますので、前年度から引き続き援助を希望する場合も、必ず申請してください。

※生活保護受給者は、生活保護と重複する内容の援助

は受けることができません。

【対象者】 市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者
※所得制限があります。

【申請先】 在籍する小・中学校

【支給時期】

年3回(7月・12月・3月)に分けて支給します。

【問い合わせ】 各小・中学校、学校教育課

■平成29年度支給予定額(4月認定の場合)

費目	支給対象	金額(小学校)	金額(中学校)
学用品費	全学年	11,420円	22,320円
通学用品費	1年生以外	2,230円	2,230円
新入学児童生徒学用品費	4月認定の1年生	20,470円	23,550円
校外活動費(宿泊を伴う)	校外活動実施学年 ※交通費・見学科に限る。	上限 3,620円	上限 6,100円
校外活動費(宿泊を伴わない)	全学年	1,570円	2,270円
学校給食費	全学年	35,500円	40,700円
通学費	公共交通機関を利用した通学に限る。	実費額(4km以上)	実費額(6km以上)
修学旅行費	修学旅行実施学年	実費額	
医療費	学校病*の治療に限る。	健康保険加入の場合の3割(自己負担)分	

* 学校病…トラコーマ・結膜炎・白癬(水虫)・疥癬・膿痂疹(とびひ)・中耳炎・慢性副鼻腔炎(蓄のう症)・アデノイド・う歯(虫歯)・寄生虫病

